

定 款

公益財団法人甲南会

公益財団法人甲南会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人甲南会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域住民の健康増進を図るため、病院、介護老人保健施設等を設置管理し、もって、公衆の保健向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 病院の運営
- (2) 介護老人保健施設の運営
- (3) 訪問看護ステーション及び居宅介護支援事業所の運営
- (4) 生計困難者に対する無料低額診療事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長（第23条に規定する理事長をいう。以下同じ。）が作成し、理事会の承認を受けなければならない。こ

れを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第7号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
 - (7) キャッシュフロー計算書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第6号及び第7号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 会計監査報告
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第5号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第10条 この法人に、評議員3名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18

年法律第 48 号。以下「一般法人法」という。) 第 179 条から第 195 条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

- イ 当該評議員及びその配偶者又は 3 親等内の親族
- ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ハ 当該評議員の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
- ヘ ロからニまでに掲げる者の 3 親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

- イ 理事
- ロ 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

①国の機関

②地方公共団体

③独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人

④国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人

⑤地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人

⑥特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第 4 条第 1 項第 9 号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の許可を要する法人をいう。）

（任期）

第 12 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任し

た評議員の任期の満了する時までとする。

- 3 評議員は、第 10 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第 13 条 評議員に対して、1 日当たり 20,000 円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給する。

第 5 章 評議員会

(構成)

第 14 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 15 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事、監事及び会計監査人並びに評議員の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 16 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 17 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(評議員会の議長)

第 18 条 評議員会の議長は、当該評議員会において評議員の中から選出する。

(決議)

第 19 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
 - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (3) 定款の変更
 - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第20条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第21条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項の評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された署名人2名が署名又は記名押印しなければならない。

第6章 役員及び会計監査人

(役員の設置)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 7名以上13名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長とし、1名を常務理事とし、6名以内を常任理事とする。

3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、常務理事及び常任理事をもって一般法人法第197条において準用する一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

4 この法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第24条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、常務理事及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
- 5 この法人の評議員のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数、又は評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

（理事の職務及び権限）

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事及び常任理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長、常務理事及び常任理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（会計監査人の職務及び権限）

第27条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書、財産目録、キャッシュ・フロー計算書を監査し、会計監査報告書を作成する。

- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。
 - （1） 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
 - （2） 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

（役員及び会計監査人の任期）

第 28 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第 23 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

4 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がなされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第 29 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

3 監事は、会計監査人が、前項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第 30 条 理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2 会計監査人に対する報酬等は、監事の全員の同意を得て、理事会において定める。

(役員の損害賠償責任)

第 31 条 この法人は、一般法人法第 198 条において準用する一般法人法第 111 条第 1 項の損害賠償責任について、理事、監事又会計監査人（理事、監事又は会計監査人であった者を含む。）が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、特に必要と認めるときは一般法人法第 198 条において準用する一般法人法第 113 条に規定する最低責任限度額を控除して得た額を限度として、評議員会の決議によって、免除することができる。

2 この法人は、一般法人法第 115 条第 1 項の規程により、非業務執行理事等（理事

(業務執行理事又はこの法人の使用人でないものに限る。)、監事及び会計監査人(をいう。)の一般法人法第 111 条第 1 項の責任について、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき重大な過失がない場合には、金 20,000 円以上であらかじめ法人が定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を、非業務執行理事等と締結することができる。

第 7 章 理事会

(構成)

第 32 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 33 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、常務理事及び常任理事の選定及び解職

第 34 条 この法人は特に功績のあった代表理事であった者を名誉理事長とすることができる。

- 2 名誉理事長は理事会における決議権等の権限を有しないものとする。

(招集)

第 35 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたときまたは理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 36 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 197 条において準用する一般法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 37 条 理事、監事又は会計監査人が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第 25 条第 3 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

第40条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第41条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第42条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第43条 この法人の公告は、電子公告により行う。

第10章 その他

(議決権行使)

第44条 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の承認を要する。

附 則

- 1 この定款は、一般法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号。以下「整備法」という。）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する整備法第 106 条第 1 項に定める一般社団法人又は一般財団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第 121 条第 1 項において読み替えて準用する整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人又は一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第 7 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
宮本一郎
藤原崇
佐々木良太郎
北市哲朗
平生甲一
猪尾正勝
- 4 この法人の設立の登記の日に就任する理事は、次に掲げる者とする。
平生誠三
木村浩
老叡宗忠
小倉純
北垣一成
佐藤美晴
中島愼賀
犬賀一志
上村多恵子
- 5 この法人の最初の理事長は平生誠三、常務理事は木村浩とする。
- 6 この法人の設立の登記の日に就任する監事は、次に掲げる者とする。
陰地弘和
望月陽子

（附則）

1. 平成 25 年 6 月 18 日 第 10 条・第 29 条を変更

（附則）

この定款の変更は、認定法第 4 条に定める行政庁の認定を受けた日（以下「認定日」という。）から施行する。

ただし、会計監査人に関する規定については、令和２年４月１日から施行する。

(附則)

令和２年６月２４日 第２３条・第２４条・第２５条・第３１条・第３３条を変更

２. 令和３年１月１日 新３４条追加 ３５～４４条 条文番号変更

３. 令和３年８月２５日 第４３条一部変更

４. 令和６年４月１日 第５条別表一部変更

５. 令和７年４月１日 第５条別表一部変更

別表 基本財産（第５条関係）

財産種別	場所・物量等
土地	(甲南医療センター) 神戸市東灘区鴨子ヶ原二丁目 13 番 19 11.63 m² 神戸市東灘区鴨子ヶ原二丁目 14 番 1 149.01 m² 神戸市東灘区鴨子ヶ原二丁目 25 番 47 22.37 m² 神戸市東灘区鴨子ヶ原三丁目 25 番 41 48.73 m² 神戸市東灘区鴨子ヶ原三丁目 25 番 52 335.86 m² 神戸市東灘区鴨子ヶ原一丁目 9 番 3 1,042.81 m² (六甲アイランド甲南病院) 神戸市東灘区向洋町中二丁目 11 番 1 4,666.46 m² 神戸市東灘区向洋町中二丁目 11 番 2 300.70 m²

財産種別	場所・物量等
土地	(甲南介護老人保健施設) 神戸市東灘区向洋町中三丁目 2 番 5 9,573.95 m ² 3,100,382 分の 397,313 平成 13 年 10 月 25 日敷地権 3,100,382 分の 773 平成 13 年 10 月 25 日符号 1 の附属建物の敷地権 3,100,382 分の 1,089 平成 13 年 10 月 25 日符号 2 の附属建物の敷地権
建物	(甲南医療センター) 神戸市東灘区鴨子ヶ原一丁目 6 番地 12、6 番地 7、6 番地 8、6 番地 9、 6 番地 11、 6 番地 13、6 番地 28、6 番地 41 鉄筋コンクリート造・鉄骨造陸屋根地下 4 階付 5 階建 外 42,989.63 m ² (六甲アイランド甲南病院) 神戸市東灘区向洋町中二丁目 11 番地 鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造陸屋根地上 13 階地下 2 階 20,986.02 m ² (甲南介護老人保健施設) 神戸市東灘区向洋町中三丁目 2 番地 5 鉄骨鉄筋コンクリート造 地下 1 階付 3 階建 3,878.82 m ²
借地権	(甲南医療センター) 神戸市東灘区鴨子ヶ原一丁目 6 番 7 外 1,030,000,000 円 92,000,000 円 734,788,651 円 (法人税基本通達 7-3-8 (2) 適用) 21,268.38 m ²